

1. 件名：「高浜発電所第3・4号機 高圧タービン取替工事に係る手続きについての面談」

2. 日時：令和2年2月12日 11時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 機械設備グループ リーダー 他3名

5. 要旨

（1）関西電力から、高浜3・4号機の高圧タービン取替工事に係る手続きの範囲について、提出資料に基づき予定している高圧タービン取替が「五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの」に該当しない旨の説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、手続きの範囲について確認し後日回答する旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第一における「五パーセント以上の定格出力の変更」の解釈について

以上